

平成 20 年度年賀寄附金 配分申請要領 — 社会貢献事業への助成金申請の公募 —

はじめに

社会貢献事業に対する平成 20 年度年賀寄附金の配分団体を次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成 19 年 10 月 1 日(月)から同年 11 月 30 日(金)

【年賀寄附金について】

国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和 24 年(1949 年)12 月に初めて「寄附金付お年玉付郵便葉書」(以下「寄附金付年賀葉書」という。)を、そして平成 3 年(1991 年)からは「寄附金付お年玉付郵便切手」(以下「寄附金付年賀切手」という。)を発行しています。今年は始まりから数えて 59 回目を迎え、ご購入いただいた方々の善意の浄財である寄附金はこれまでに合計で約 449 億円も寄せられています。これらお預かりしました寄附金を、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和 24 年 11 月 14 日法律第 224 号)に定められています 10 の分野の事業(下記 3. 申請のできる事業分野と事業期間を参照)を行う団体に配分しています。

年賀寄附金配分助成は、社会の発展に大きく貢献することを目的としています。

【郵政民営化以降について】

本年 10 月 1 日、日本郵政公社は民営化し、J P グループとして、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険という、5 つの会社が誕生します。年賀寄附金配分事業はその中の郵便事業株式会社に引き継がれます。

【年賀寄附金の意義について】

現在、年賀寄附金は年間約 7 億円弱の規模にあり、日本有数の社会貢献助成資金です。しかもその寄附者は寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手を購入いただいた方々であり、年賀寄附金は多くの人々がその意志を持って社会貢献の寄附活動に参加するという裾野の広がりを持つ、日本の誇るべき助成資金です。国においては民間非営利活動を促進するための公益法人制度が新たに発足し、これにより「民間の担う公共活動」へ向けて民間の寄附文化が更なる広がりを見せようとしています。年賀寄附金配分事業はまさに民間寄附金により支えられてきた事業であり、今後、より一層の社会的重要性が増すものと考えます。

【年賀寄附金配分の改善について】

従来、年賀寄附金配分による助成は「施設改修」、「機器購入」及び「車両購入」という“物品”を主体とする分野に配分されてきました。平成18年度より、物品に加えて、公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・調査研究等の“活動”分野へも助成の範囲を広げ、それが新しい社会の要請へ応えることとなり、多くの先駆的活動の申請をいただきました。これに伴い、広く社会の知性により配分事業の方向付けをいただくために、日本郵政公社外の有識者による「年賀寄附金アドバイザー・グループ」が構成されました。そして年賀寄附金配分の申請を審査する年賀寄附金審査委員会が同じく社外有識者により構成され、さらに助成された事業の成果を評価する年賀寄附金評価委員会が同じく社外有識者により構成されています。

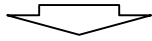
このように年賀寄附金制度は透明で公正な事業運用がなされる仕組みを整えています。

平成19年度には、「活動」を「一般プログラム」と「チャレンジプログラム」に分けました。一般プログラムは配分額50万を超え500万円以下のもので、従来の「活動」の内容を引き継いでいます。「チャレンジプログラム」は新しい考え方によるもので50万円までの事業を助成します。できるだけ多くの方々に新規事業企画の初期の段階から申請いただけることを目指しています。そして毎年の配分申請審査はありますが、4年間の継続受給を可能としています。新規事業の企画から調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することによって、助成の裾野を広げていくことを企図しています。年賀寄附金制度は、できるだけ多くの方々に助成受給の機会をもっていただくために、「連続年受給を行わない」こととしています。この「チャレンジプログラム」のみ4年間の継続受給を可能としたものです。もちろん、4年間継続せず、単年度で完了したり、可能性が見えてくれば次年度は「一般プログラム」として申請することも可能です（ただし、一般プログラムを実施した場合には、継続受給可能期間中であっても、次年度は配分を受けることはできません。）。

なお、年賀寄附金配分助成による事業成果については事業評価を実施します。実施された事業が社会にとってより実り多いものに発展していく、普及されていくことを願って行うものです。

1. 配分事業の流れ

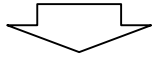
**配分申請事業の検討・
配分申請書の作成・
大臣又は都道府県知事
の意見書の入手**



配分申請書の提出



受付確認はがきの受領



審 査
(審査委員会の審査、郵便事
業株式会社決定)



総務省への認可申請



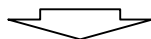
(郵政行政審議会諮問
・答申)
総務大臣から認可



配分団体の決定通知



実施計画書の提出



- (1) この配分申請要領をよくお読みいただき、申請に必要な配分申請書を入手してください。
- (2) 団体の活動内容に照らして申請する内容を検討していただき、この配分申請要領に記載された条件、審査にあたって重点考慮される事項等を踏まえて、配分申請書を作成してください。

申請に必要な書類を揃えて（申請書（A 4）を折らずに入る封筒をご使用ください。）、郵便（配達記録郵便）にてお送りください。受付期間は平成 19 年 10 月 1 日（月）から、平成 19 年 11 月 30 日（金）（当日消印有効）です。消印が 12 月 1 日（土）以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

事務局は、申請書類を確認の上、同封いただいた「はがき」に申請書類を受け付けた旨の表示をして返送いたします。平成 19 年 12 月 14 日（金）までに「受付確認はがき」が届かない場合には事務局へお問い合わせください。

平成 19 年 12 月～
平成 20 年 3 月中旬

配分事業の実施

5 月～
平成 21 年 3 月

寄附金の配分

5 月末日～
各月末日

実施結果報告書の提出

配分事業完了月
の翌月末

自己評価書の提出

平成 21 年 8 月

ヒアリング評価（抽出）
及び
実地監査

平成 21 年 9 月頃

※ 太線（）で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

2. 申請のできる団体と連続年配分の制限

寄附金付年賀葉書あるいは寄附金付年賀切手の購入者からお預かりした年賀寄附金は申請により配分いたします。

申請可能な団体は営利を目的としない、公益の増進に寄与する、法人格を持つ団体です。
具体的には

- (1) 社会福祉法人
- (2) 更生保護法人
- (3) 民法第 34 条の規定に基づく法人(社団法人、財団法人)
- (4) 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO法人)

であり、下記 3 に示す 10 の分野の事業を行う法人が対象となります。

また、その法人は法人の最新決算時において法人登記後満 1 年以上を経過しており、丸 1 年間の年度決算書を確定している必要があります。

これらの条件に合致しない団体、例えば任意団体や医療法人・宗教法人・学校法人等は申請できません。

なお、年賀寄附金配分助成は 2 年連続して同一団体が受けることはできません。(平成 19 年度の配分決定を受けた団体は平成 20 年度の配分対象となりませんので、今回申請を出すことはできません。昨年申請を出したものの、配分を受けることができなかった団体は申請を出すことができます。)。ただし、上述のとおり「活動」の「チャレンジプログラム」については、事業内容・実施状況が良ければ 4 年間連続した配分を受けることができます(毎年申請して審査を受けていただく必要があります。)

3. 申請のできる事業分野と事業期間

申請できる事業分野は「お年玉付郵便葉書等に関する法律」により 10 の分野に定められています。団体は定款又は寄附行為に基づいて行うこれらの事業につき配分申請ができます。事業は寄附金を配分することを決定した日以降に実施し、平成 21 年 3 月末日までに経費の精算(支払い)も含めて完了するものを対象とします。事業は日本国内で実施されるものを対象とし、海外で実施される事業は対象外とします。

ただし、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業ですから対象となります。

(1) 対象事業

- ① 社会福祉の増進を目的とする事業
- ② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- ③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- ④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- ⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業

- ⑥ 文化財の保護を行う事業
- ⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- ⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- ⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- ⑩ 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業

(2) その他の条件

- ① 寄附金配分申請額は 500 万円以下であること。ただし、「活動」のチャレンジプログラムは 50 万円以下であり、「活動」の一般プログラムは 50 万円を超え 500 万円以下であること。
- ② 年賀寄附金及びそれ以外の助成団体への併行申請は可能ですが、年賀寄附金配分申請事業に対して別の補助金・助成金が決定された場合には年賀寄附金の配分は行いません。
- ③ 申請は 1 法人 1 申請とします。
- ④ 整備する浴槽、配備する車両等が施設の入居者又は利用者へのサービスの提供に直接供されるなど、寄附金配分対象となっている 10 の事業(前記(1)①～⑩)の実施に直接つながるものであること。
- ⑤ 車両購入は、車両本体価格のみを配分対象とします(付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用は申請団体の負担となります。)
- ⑥ 車両・機器は、配備後自ら所有するものとし、リース・レンタル配備を行うものではないこと。また中古品は対象としません。
- ⑦ 施設改修は、模様替工事及び修理・保全工事のみを対象とし、新築・増築(建築面積・床面積を増やすもの)は対象としません。施設は法人所有施設、公的施設を対象とします。個人所有施設の場合には 5 年以上の長期貸与契約(無償・有償を問いません。契約期間が 5 年以上であり、平成 20 年 4 月 1 日以降の残存契約期間が 3 年以上あるものとし、)がなされていることが条件となります。
- ⑧ 申請に係る事業の実施の緊急性が高いものであること。
- ⑨ 申請法人が自ら実施する事業であること。
- ⑩ 車両の申請は 1 件 1 台とし、通年使用されるものであること。

(3) 「活動」事業に期待すること。

- ① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること
事業への社会的要請が高く、また事業実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。
- ② 先駆性の高い事業であること
従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新規な改善であること。
- ③ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること
事業は具体的に計画され、1 年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の

成果目標が明確化され、今回の事業に繋がる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高いこと。

④ 緊急性の高い事業であること

ここ1年間の事業年度内に実施する必要性の高い事業であること。

これら4条件は特に「活動」事業において優先配慮されますが、「活動」以外の他の事業においても配慮されます。

(4) 定量的条件の配慮

以上の配慮に加えて以下の定量的条件が優先順位決定に加味されます。

- ① 寄附金申請額がより小さい方を優先（助成を必要とするできるだけ多くの団体に配分するため）
- ② 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が大きい方を優先（事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体）
- ③ 団体の前年度決算における次期繰越収支差額のより小さい方を優先（財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体）

4. 配分申請に必要な書類

配分申請に必要な書類は下記のとおりです。年賀寄附金配分申請書用紙は年賀寄附金ホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)からダウンロードできます。また、郵送で同用紙を希望される方は下記年賀寄附金事務局まで郵便はがきもしくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成20年度年賀寄附金配分申請書類」希望と明記の上、お申し込みください。

(1) 申請書類

- ① 年賀寄附金配分申請書(申請書には、「活動一般」、「活動チャレンジ」、「施設」、「機器」、「車両」の5種類がありますので、どれか1つを選択してください。)
- ② 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書
- ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
- ④ 平成18年度申請団体収支決算書
- ⑤ 平成19年度申請団体収支予算書

(2) 説明資料

- ① 必要な見積書
- ② 施設の場合は図面及び改修箇所の写真など事業内容が具体的に分かる書類等
(個人所有施設の場合は施設貸与契約書の写しも添付)
- ③ 団体を紹介したパンフレット等(作成している場合)
- ④ その他必要と考える説明資料

(3) 返信用はがき

申請書類を受領した旨を通知いたしますので、配分申請書 P.1「実施責任者」の連絡先(住所)・氏名を記した「返信用はがき」を必ず同封してください。

申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便(申請書(A4)を折らずに入る封筒を使用し、配達記録郵便)にてお送りください。

なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よくご確認の上、提出ください。
特に「意見書」は必須ですので、入手のために余裕時間をもってご準備ください。

(申請書用紙の申し込み・申請書類の提出先)

〒 100-8798

千代田区霞が関1丁目3番2号

郵便事業株式会社 年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3580-5399

(土日祝日を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00 をお願いいたします。)

受付期間は平成19年10月1日(月)から、平成19年11月30日(金)(当日消印有効)です。
消印が12月1日(土)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

(4) 申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク(印刷、ボールペン、万年筆)の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを提出ください。
- ③ 記載紙面の追加、記入欄を超えたり、記入文字数制限を超えての記入は認められません。
- ④ 審査は申請書類(添付資料を含む)のみで行いますので、配分申請要領、申請書の注意書きに対応した的確かつ簡潔にポイントを掴んだ記載を心掛けてください。また、第三者が容易に判読できるよう、分かりやすい記載をお願いいたします。
- ⑤ 申請書用紙は年賀寄附金ホームページからダウンロード、または上記年賀寄附金事務局まで郵便はがきもしくはファックスでお申し込みください。

5. 配分の決定と通知の時期

- (1) 寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- (2) 配分団体・配分額の決定は平成20年4月末を予定しており、申請された団体には、採否の結果につき書面にてお知らせいたします。

6. 配分通知の交付式と事業の実施

- (1) 寄附金配分対象団体へは郵便事業株式会社から連絡の上、都道府県庁所在地にある郵便事業株式会社支店等において年賀寄附金の配分決定通知書交付式を行う予定ですので、ご出席をお願いいたします。
- (2) 配分申請に対し、審査委員会において査定が行われる場合がありますので、申請された金額が減額となる可能性があります。減額されたために事業が実施できないと判断される団体は、年賀寄附金配分を辞退することができます。
- (3) 配分決定の時期は申請から半年ほど経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点で事業計画の見直しを行っていただきます。見積もりを再度とっていただき、現状に即した事業実施計画書に修正を行い、当社に提出していただき、これに基づいて事業を実施していただきます。ただし、申請の骨格を変えるような修正は審査の趣旨に反しますので、あくまでも申請内容に沿った小幅な修正としていただきます。
- (4) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業総額が減少した場合は、その差額分だけ寄附金から減額いたします（自己負担金額の減額はできません）。また、事業総額が逆に増加した場合、寄附金は増額になりませんので、自己負担していただくことになりますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 寄附金は事業の終了月の月末に配分いたします。ただし、活動の「一般プログラム」については、申請団体の要望に基づき当社が認める場合には、配分金額の50%を限度として事業開始月に配分し、事業終了時に残額を配分いたします。

7. 年賀寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子調製などはその冊子へ、その他の場合は何らかの方法をもって年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます。（詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。）

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合、「郵便事業株式会社の年賀寄附金配分を受けました」旨の記述は歓迎いたしますので、年賀寄附金事務局（下記「10. お問い合わせ先」の連絡先）までご連絡ください。

8. 事業終了時

事業の終了時には「実施結果報告書」及び「自己評価書」を提出していただきます。

9. 監査及び評価

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されているかを確認するため、法律により監査が義務付けられています。監査職員が派遣され実地に監査を行います。

また、平成18年度以降の事業の完了後に事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング調査（抽出）などがあります。ご協力をお願いします。

10. お問い合わせ

（1）お問い合わせの多い質問と回答

年賀寄附金ホームページにて、お問い合わせの多い質問と回答を掲載しておりますので、ご参照ください。

年賀寄附金ホームページ <http://www.post.japanpost.jp/kifu/>

（2）電話によるお問い合わせ

以下の電話番号にお問い合わせください。お問い合わせが多い場合には、電話がつながりにくいことがあります。あらかじめご了承ください。

郵便事業株式会社 年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3580-5399

（土日祝日を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00 をお願いいたします。）

11. その他ご注意

- （1）配分申請書は所定の申請書様式を使用していただきます。記載紙面の追加等は認めません。
- （2）審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書にある実施責任者に電話等をさせていただく場合があります。
- （3）申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管ください。
- （4）寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、あらかじめご了承ください。
- （5）採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。

以 上